

埼玉県処理困難物検討会設置要綱

(主旨)

- 1 県内市町村及び清掃一部事務組合において処理が困難な一般廃棄物（以後「処理困難物」という。）の適正処理を図るため、「処理困難物検討会」を設置する。

(検討事項)

- 2 処理困難物検討会は、次に掲げる事項の検討を行う。
 - (1) 処理困難物の適正処理方法に関すること。
 - (2) 処理困難物の広域処理に関すること。
 - (3) その他処理困難物の処理に関すること。

(構成員)

- 3 処理困難物検討会は、希望または埼玉県が指名する市町村及び清掃一部事務組合の職員をもって構成する。必要に応じて専門的見地から構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くこととする。

(事務局)

- 4 処理困難物検討会の事務局は、埼玉県環境部資源循環推進課が行う。

(運営)

- 5 処理困難物検討会は埼玉県環境部資源循環推進課が招集、主宰する。

(検討結果)

- 6 検討結果については、埼玉県清掃行政研究協議会に報告することとする。

(その他)

- 7 全各号に掲げるもののほか、処理困難物検討会に関し、必要な事項は、別に定める。

(附則)

- 8 この要綱は令和3年8月30日から施行する。